

○ 電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を改正する省令案 新旧対照表

（下線部分が変更箇所）

改正案		現行	
<p>六 無線従事者の免許に関する事項</p> <p>（略）</p>	<p>合格した国家試験（その免許に係るものに限る。）の受験地（法附則第五項又は第六項の規定により無線従事者の免許を受けたものとみなされた者であつて、昭和三十年六月一日に免許の更新を受け</p>	<p>六 無線従事者の免許に関する事項</p> <p>（略）</p>	<p>合格した国家試験（その免許に係るものに限る。）の受験地（法附則第五項又は第六項の規定により無線従事者の免許を受けたものとみなされた者であつて、昭和三十年六月一日に免許の更新を受け</p>
<p>第三十四条の七（略）</p> <p>2 免許人等又は法第七十条の九第一項の規定により登録局を運用する当該登録局の登録人以外の者は、前項の講習を受けた主任無線従事者にその講習を受けた日から五年以内に講習を受けさせなければならない。当該講習を受けた日以降についても同様とする。</p> <p>3 （略）</p> <p>（権限の委任）</p> <p>第五十一条の十五（略）</p> <p>2 前項の総合通信局長は、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる場所を管轄する総合通信局長とする。</p>	<p>第三十四条の七（略）</p> <p>2 免許人等又は法第七十条の九第一項の規定により登録局を運用する当該登録局の登録人以外の者は、前項の講習を受けた主任無線従事者にその講習を受けた日から三年以内に講習を受けさせなければならない。当該講習を受けた日以降についても同様とする。</p> <p>3 （略）</p> <p>（権限の委任）</p> <p>第五十一条の十五（略）</p> <p>2 （同上）</p>		

<p>二の三 従事者 規則第四章に 規定する講習</p>	<p>その講習課程の主たる実施の場所</p>
<p>(略)</p>	
<p>第五十二条 (略)</p>	
<p>(書類の提出)</p>	
<p>七 法第四十一 条第二項第二 号の無線従事 者の養成課程</p>	<p>たものの当該免許については、同日における本籍地。)、法第四十一条第二項第二号の無線従事者の養成課程を修了した者の住所、同項第三号の学校において無線通信に関する科目を修めて卒業した者の住所又は同項第四号の資格、業務経歴等により免許を受けようとする者の住所</p>
<p>(略)</p>	<p>その養成課程の主たる実施の場所(その場所が外国の場合にあつては、当該養成課程を実施した者の主たる事務所の所在地)</p>

<p>二の三 従事者 規則第四章に 規定する講習</p>	<p>その講習課程の実施場所</p>
<p>(略)</p>	
<p>第五十二条 (略)</p>	
<p>(書類の提出)</p>	
<p>七 法第四十一 条第二項第二 号の無線従事 者の養成課程</p>	<p>たものの当該免許については、同日における本籍地。)、修了した法第四十一条第二項第二号の無線従事者の養成課程の主たる実施の場所(その場所が外国の場合にあつては、当該養成課程を実施した者の主たる事務所の所在地。次の項において同じ。)、法第四十一条第二項第三号の学校において無線通信に関する科目を修めて卒業した者の住所又は法第四十一条第二項第四号の資格、業務経歴等により免許を受けようとする者の住所</p>
<p>(略)</p>	<p>その養成課程の主たる実施の場所</p>

課程の認定及
び実施結果の
報告

(略)

課程の認定及
び実施結果の
報告

(略)